

令和7年2月1日

## 現場代理人の兼務の取扱いの改正について

小 浜 市

現場代理人に兼務については、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（小浜市工事請負契約約款第10条第3項）に基づき、一定の要件のもとに認めているところですが、その取扱いを下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いします。

### 記

#### 1 現場代理人の兼務

次の条件のすべてに該当する場合は、現場代理人の兼務を届け出ることができる。

- ① 兼務するすべてが小浜市発注の工事であること。
- ② 兼務する工事が3件以内であること。
- ③ 兼務する各々の工事の請負金額が4,500万円未満（税込み）であること。  
（建築一式工事は9,000万円未満）

※ただし、各工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障が無いことならびに発注者との連絡体制が確保されることを前提とする。

国または小浜市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務はできません。

#### 2 手続

- (1) 現場代理人の兼務を希望するものは、工事担当課に現場代理人兼務届（別紙）を提出すること。
- (2) 変更契約により、兼務する各々の工事の請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）となった場合は、現場代理人の変更手続を行うこと。

#### 3 施行期間

令和7年2月1日から適用するものとし、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取り扱いによるものとする。